

# 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会の会議録の作成及び公表に関する定め

平成30年7月10日

第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会決定

(趣旨)

第1条 この定めは、第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）（以下「会議」という。）の会議録の作成及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議録の作成)

第2条 委員会の会議を開催したときは、その会議を記録するものとする。

2 前項の記録に基づき、会議終了後速やかに次に掲げる事項を記録した会議録(別記様式)を調製するものとする。

- (1) 委員会の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者
- (4) 会議に付した案件
- (5) 会議の内容
- (6) その他当該会議において必要と認めた内容

(会議録の公表)

第3条 会議録は、委員長の署名後、遅滞なく委員に送付するものとする。

2 前項の会議録は、羽村市社会福祉協議会事務局（総務課）の窓口で閲覧に供するほか、羽村市社会福祉協議会ホームページで公表するものとする。

付 則

- 1 この定めは、平成30年7月10日から施行する。
- 2 この定めは、第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会の答申があった日をもって、その効力を失う。

第 回第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会会議録

- 1 開催日時及び場所
- 2 出席者
  - (1) 委員
  - (2) 委員以外の出席者
  - (3) 事務局
- 3 会議に付した案件
- 4 その他
- 5 会議経過

**【留意事項】**

5の会議経過は、発言者及び発言内容（要約）を記録するものとする。この場合、委員の氏名は特定しないものとする。